

令和4年度

弁護士による

不動産法律相談会

一般消費者及び本会会員にご利用いただけます

相談会開催日程

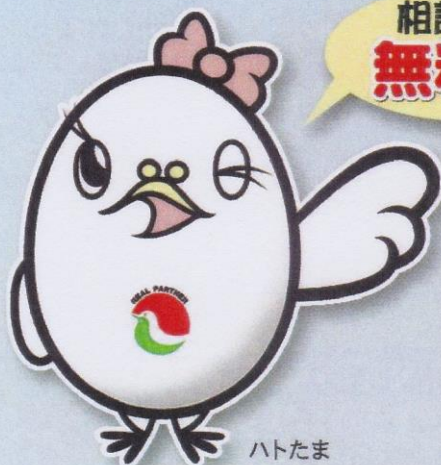
令和4年	【開催時間/ 午前10時から午後3時】	10月	6日(木)・18日(火)
4月	7日(木)・19日(火)	11月	10日(木)・22日(火)
5月	12日(木)・24日(火)	12月	1日(木)・20日(火)
6月	2日(木)・21日(火)	令和5年	【開催時間/ 午前10時から午後3時】
7月	7日(木)・19日(火)	1月	12日(木)・24日(火)
8月	4日(木)・23日(火)	2月	2日(木)・21日(火)
9月	1日(木)・20日(火)	3月	2日(木)・14日(火)

定員がございますのでご予約はお早めに

相談料は、
無料だよ~

相談時間は30分(無料)

事前に予約の上、埼玉県宅建会館までご来館下さい。



ハトたま

要予約

※予約状況等により、お受けできない場合もあります。

048-811-1868

URL <https://www.takuken.or.jp/>

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6番15号
埼玉県宅建会館 TEL048-811-1820

[JR浦和駅東口から徒歩5分]



不動産法律相談会利用上の注意事項等

●予約申込は、相談日の1ヶ月前から1区分受け付けます。なお、次回以降の予約は1ヶ月間はお受けできません。●予約をキャンセルする場合は、必ず、前日の午後3時までにお電話でご連絡ください。連絡なしにキャンセルされた方は、相談を受けたものとみなし、次回以降の予約は3ヶ月間はお受けできません。●訴訟中及び調停中の相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●法令・公序良俗に反する相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●宅地建物取引業法第64条の5第1項の規定に基づく苦情を申出た相談・同法第64条の8第2項の規定に基づく認証を申出た相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●相談中の録音・撮影を一切禁じます。●交通機関の不通、本会及び弁護士のやむを得ない事情等により中止する場合があります。●理由の如何を問わず、予約した時間内で相談対応を終了とさせていただきます。●免責事項：回答の利用等については、相談者の自己責任においてご利用下さい。利用によって相談者又は第三者に生じたいかなる損害についても、相談者がその全ての責任を負うものとします。



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会